

コンプライアンス

コンプライアンスとは法令や行内規定などはもとより、社会的に求められている行動規範や倫理的行動を含めて遵守することを意味しています。

当行では、すべての役職員が銀行に課せられた社会的責任と公共的使命を自覚し、お客さま、株主のみならず、さらに地域社会のみならずからのご期待にお応えするため、コンプライアンス態勢の強化を経営の最重要課題・CSR活動の一つとして取組んでおります。

具体的には、以下の取組みをおこなっております。

- ①経営・業務運営における倫理的行動の基本としての「企業行動規範」、役職員が業務上および私生活上守るべき「行動指針」、当行のコンプライアンス手引書である「コンプライアンスマニュアル」を制定しています。
- ②行内の横断的な組織として「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、各部・営業店には「法令遵守担当者」を配置し、各部・営業店の指導・監督をおこなっております。
- ③各種研修の実施により、全役職員のコンプライアンス意識の浸透に努めております。
- ④コンプライアンス実践計画である「コンプライアンスプログラム」を毎年策定し、その進捗・達成状況を定期的に検証しております。
- ⑤役職員による不正行為の未然防止、早期発見を目的とし、経営トップに直接通報できる内部通報制度「経営ヘルプライン」の運用をおこなっております。
- ⑥社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫きます。また、不当要求には組織として対応するとともに警察等の外部専門機関との連携を図っております。

今後とも「コンプライアンス・モラルはすべてに優先する」という姿勢を貫き、コンプライアンス重視の風土をより強固なものとするよう努めてまいります。

金融商品勧誘方針

私ども中国銀行は、次の項目を遵守し、お客さまに対して適正な金融商品の勧誘をおこない、お客さまの保護およびお客さまからの信頼の確保に努めます。

1. お客さまの知識、経験、財産の状況および金融商品の販売にかかる契約を締結する目的などに照らし、お客さまへの適切な商品の勧誘に努めます。
2. お客さまご自身の判断によって商品を選択してご購入いただけるよう、商品内容やリスク内容など重要事項のわかりやすい説明と情報提供に努めます。
3. お客さまからご依頼があるなどの正当な理由なく、深夜や早朝などの不適当な時間帯での訪問・電話による勧誘、ご迷惑となる場所などでの勧誘はおこないません。
4. お客さまに対して、不確実な事項について断定的な判断を提供したり、確実であると誤認させるおそれのあるような説明はおこないません。
5. お客さまに対して適正な勧誘がおこなえるよう研修の充実や行内管理態勢の整備に努めます。
6. お客さまからのご意見・ご照会等に対しては、誠実に対応いたします。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止態勢について

国際的に核・ミサイルやテロの脅威が増す中で、犯罪者・テロリスト等に繋がる資金を断つことは、日本・国際社会がともに取り組まなくてはならない課題であり、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性はこれまでになく高まっています。

金融庁では、金融機関などにおける実効的な対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定・公表しており、こうした中、当行としても、犯罪組織などへの資金流入を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織などが活動しづらい環境を作るため、以下の防止方針を定めて対策に取り組んでいます。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策方針

中国銀行グループ（以下「当行グループ」といいます。）は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます。）への対策が国内のみならず国際的にも要請されている重要な課題であることを認識し、時々変化する国際情勢および直面するリスク等に対して機動的かつ実効的な対応を実施していくための管理態勢を主体的に構築し、業務を遂行する基本方針として次のとおり本方針を定めます。

1. 運営方針

当行グループは、国際情勢等の変化に対し機動的かつ実効的な対応を実施するため、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを適時適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じる「リスクベース・アプローチ」の考え方に則った管理態勢を積極的に維持・構築します。

2. 組織態勢・責任者

当行グループは、マネロン・テロ資金供与対策を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ内の役割および責任を明確にします。中国銀行コンプライアンス部担当役員をマネロン・テロ資金供与対策に関する統括管理責任者とし、中国銀行コンプライアンス部内に設置する専任部署をマネロン・テロ資金対策の徹底を図るための統括部門とします。

3. マネロン・テロ資金供与対策に関する法令上の措置

当行グループは、取引時確認、取引記録の保存、資産凍結等の措置に係る確認、疑わしい取引の届出等のマネロン・テロ資金供与対策に関する法令上の措置について、適時適切に対応できる行内態勢を整備します。

4. お客さま情報整備および対応方針

当行グループは、お客さまとの取引に際して、当該お客さまにかかる基本的な情報を適切に調査し、お客さまの属性に即した措置を実施する行内態勢を整備します。さらにお客さまとの取引記録を定期的に調査・分析することにより、講ずべきリスク低減措置を判断・実施します。

5. 取引モニタリング・フィルタリング

当行グループは、営業店等からの報告、またはシステムによる異常取引や制裁対象取引の検知等を通じて取引状況を調査・分析することにより、講ずべきリスク低減措置を判断・実施します。

6. コルレス先の管理

当行グループは、コルレス先について十分な情報収集に努め、その評価を適切におこない、リスクに応じた適切な措置を実施します。また、営業実態のない架空銀行（シェルバンク）との関係は遮断します。

7. 役職員の育成

当行グループは、全役職員向けの研修等を継続的に実施し、マネロン・テロ資金供与対策に関する理解を深めるとともに役職員の意識向上を図り、役割に応じた専門性・適合性等を有する職員の確保・育成に努めます。

8. 遵守状況の検証

当行グループは、マネロン・テロ資金供与対策に関する遵守状況を点検し、その点検結果を踏まえて継続的にマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の改善に努めます。